

## 特定経営承継関連保証制度

ご利用いただける方	事業継承に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、「経済産業大臣の認定を受けた中小企業者」（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者個人
対象資金	事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式等取得資金・事業用資産等取得資金・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金</li> <li>・ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金</li> <li>・ 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等</li> </ul>
保証限度額等	2億8,000万円
保証期間	運転資金 10年以内とする。（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 15年以内とする。（据置期間1年以内を含む。）
資金使途	事業資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	原則として均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として認定中小企業者以外徴求不要
信用保証料率	0.45%～1.90%

《お問い合わせ先》



**SAGA GUARANTEE**  
**佐賀県信用保証協会**

《保証一課》TEL：0952-24-4342

《保証二課》TEL：0952-24-4343

<http://www.saga-cgc.or.jp>